

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案要綱

- 一 判事の員数を四十人増加すること。（第一条関係）
- 二 判事補の員数を二十五人減少すること。（第一条関係）
- 三 裁判官以外の裁判所の職員の員数を十三人減少すること。（第二条関係）